

# あなたの老後の生活 想像できますか Q & A

カ ン タ ン

やさしい  
年金講座(その81)

## 遺族厚生年金について①

Q

私は、厚生年金保険に加入し、現在も勤めていますが、もし私が死亡した場合、家族に遺族厚生年金は支給されるのでしょうか？ 現在、妻は42歳で12歳の子どもが1人います。

A

死亡した方が厚生年金保険に加入している場合、保険料納付要件を満たしていれば、遺族厚生年金が妻に支給されます。また、死亡当時18歳未満の子がいる場合、遺族基礎年金が加算支給されます。子が18歳到達年度の末日になると、遺族基礎年金は終了し、死亡当時妻が40歳以上だったので、中高齢寡婦加算が65歳まで加算支給されます。

### 遺族厚生年金の支給要件

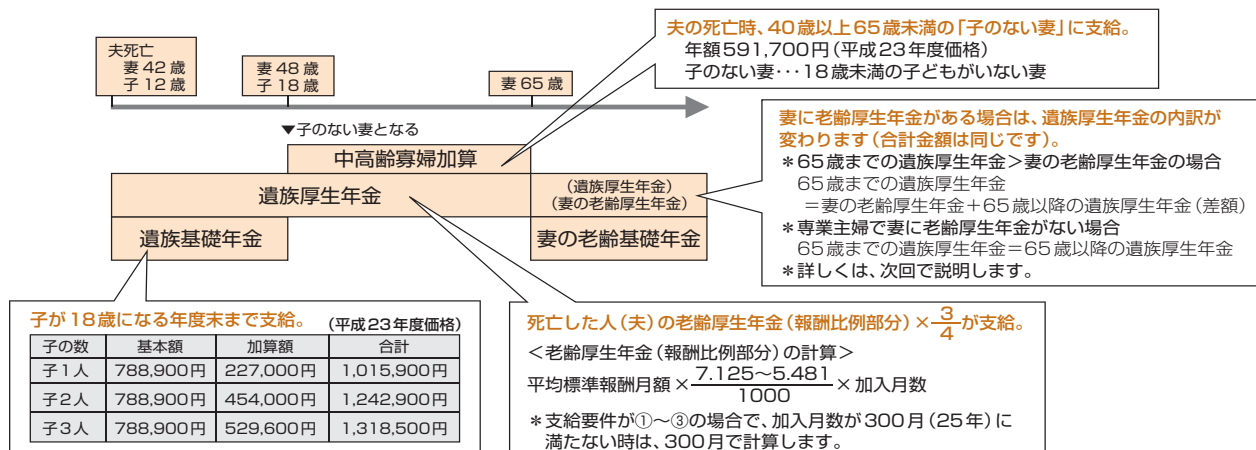
	支給されるケース	保険料納付要件
①	◆現役会社員の死亡 厚生年金保険の被保険者である間に死亡したとき	*死亡日の前日において、死亡月の前々月までの被保険者期間中に保険料の滞納が3分の1を超えないこと。 *または、死亡月の前々月までの1年間に保険料の滞納がないこと。
②	◆退職後の死亡 厚生年金保険の資格を喪失した後に、厚生年金保険の被保険者である間に初診日のある傷病が原因で、初診日から5年以内に死亡したとき	
③	◆障害厚生年金を受けている人の死亡 1級または2級の障害厚生年金の受給者が死亡したとき	保険料納付要件は、必要とされません。
④	◆老齢厚生年金の受給者などの死亡 *老齢厚生年金を受けている人が死亡したとき *老齢厚生年金を受ける資格期間(25年)を満たしている人が受けないまま死亡したとき	保険料納付要件は、必要とされません。

### 遺族厚生年金を受けられる遺族の範囲 ※生計維持されていたことが条件です。

第1順位	妻・子・夫の順で優先	妻…年齢要件なし。 *夫死亡時、30歳未満で「子のない妻」の場合は、5年間の有期給付。 (「子のある妻」でも、子の死亡等により30歳未満で「子のない妻」になった場合は、その時点から5年間の有期給付) *夫死亡時、18歳未満の子がいる場合は、遺族基礎年金も支給。 *夫死亡時、40歳以上60歳未満の「子のない妻」には、中高齢寡婦加算も支給。 子…18歳到達年度の末日まで支給。ただし、婚姻していないこと(1級または2級の障害状態の場合は20歳未満)。 夫…55歳以上であること(ただし、支給開始は60歳から)。
第2順位	父母	55歳以上であること(ただし、支給開始は60歳から)。
第3順位	孫	18歳到達年度の末日まで支給。ただし、婚姻していないこと(1級または2級の障害状態の場合は20歳未満)。
第4順位	祖父母	55歳以上であること(ただし、支給開始は60歳から)。

★先の順位の人が遺族厚生年金を受けると、次の順位の人には遺族厚生年金は支給されません。

### 遺族厚生年金の支給額 (例題の場合)



\*今後とりあげてほしいご質問等がございましたら、Shakaihoken\_well@toyobo.co.jp までメールしてください。